第三十六条の三第一項中「第六十条の三第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条第二項中「第六十条の三第一項」を「第六十一条第一項」に、「第百十二条第十項」を「第百十二条第十一項」に改め、同条第三項中「第六十条の三第一項」を「第六十一条第一項」に、「第六十条の三第四項」を「第六十一条第四項」に改め、第三章第三節の五中同条を第三十七条とする。

第三章中第四節の二を第四節とし、第四節の三を第四節の二とする。

第三十八条の四第八項中「同法第二条第三十六号に規定する」を削る。

第三十九条の十二第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第六十六条の四第十八項」を「第六十六条の四第二十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第六十六条の四第十八項」を「第六十六条の四第二十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第六十六条の四第九項の規定により同項の帳簿書類を留め置く場合について準用する。

第三十九条の十二の二第一項第一号中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改める。

第三十九条の十八第九項中「金額が」を「金額（以下この項において「益金算入額」という。）が」に、「益金の額に算入された金額は」を「益金算入額は」に、「当該内国法人に係る特定外国子会社等の本店所在地国が当該特定外国子会社等の」を「当該益金算入額のうち、その」に、「である場合には、当該国外所得金額に含まれる金額は、当該益金の額に算入された金額の三分の一に相当する金額とする」を「に本店又は主たる事務所を有する特定外国子会社等に係る部分の金額については、この限りでない」に改める。

第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項中「、第六十条の三第一項」を削り、「第百十二条第十項」を「第百十二条第十一項」に、「、第六十条の三第四項並びに第六十一条第三項」を「並びに第六十一条第四項」に改める。

第三十九条の三十三の二第四項中「第二条第二項第十九号」を「第二条第二項第十八号」に改める。

第三十九条の三十四第三項中「第六十条の二第一項」を「第六十条の二」に改める。

第三十九条の三十五第五項中「第百八十八条第一項第十七号」を「第百八十八条第一項第十八号」に改める。

第三十九条の三十五の四を次のように改める。

（課税所得の範囲の変更等の場合の特例）

第三十九条の三十五の四　法第六十八条の三の四第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第五十八条、第六十一条の二、第六十四条の二、第六十五条の八、第六十五条の十二、第六十五条の十四、第六十六条の十三及び第六十七条の四の規定

二　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この条において「平成二十三年改正法」という。）附則第六十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の六第五項の規定及び平成二十三年改正法附則第六十五条第四項の規定並びに租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号。第三項第二号において「平成二十三年改正令」という。）附則第十一条第十項の規定法第六十八条の三の四第二項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　第三十三条の九第三項及び第三十四条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定　平成二十三年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第三項の規定

二　平成二十三年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定

三　法第六十八条の三の四第一項に規定する特定普通法人が、当該特定普通法人を被合併法人とし、法人税法第二条第六号に規定する公益法人等を合併法人とする合併（適格合併に限る。）を行つた場合には、当該合併は適格合併に該当しないものとみなして、次に掲げる規定を適用する。

一　法第五十五条、第五十五条の五から第五十六条まで、第五十七条の三から第五十七条の九まで、第五十八条、第六十一条の二、第六十四条の二、第六十五条の八、第六十五条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十三及び第六十七条の四の規定並びに第三十三条の九第三項及び第三十四条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定

二　平成二十三年改正法附則第六十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の六第五項及び第十一項の規定並びに平成二十三年改正令附則第十一条第四項、第五項、第七項及び第十項の規定

第三十九条の三十六第四項中「次に該当する」を「次に掲げる要件に該当する」に改め、同項第二号中「厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加える。

第三十九条の四十を削る。

第三十九条の四十の二第一項中「第六十八条の十の二第一項第一号イ」を「第六十八条の十第一項第一号イ」に、「第二十七条の五の二第一項」を「第二十七条の五第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条の十の二第一項第二号イ」を「第六十八条の十第一項第二号イ」に、「第二十七条の五の二第三項」を「第二十七条の五第三項」に改め、同条第三項中「第六十八条の十の二第一項第二号に」を「第六十八条の十第一項第二号に」に改め、同項第一号中「第六十八条の十の二第一項第二号イ」を「第六十八条の十第一項第二号イ」に改め、同号イ中「第二十七条の五の二第三項」を「第二十七条の五第三項」に改め、同項第二号中「第六十八条の十の二第一項第二号ロ」を「第六十八条の十第一項第二号ロ」に改め、同号イ中「第二十七条の五の二第四項」を「第二十七条の五第四項」に改め、同条第四項中「第六十八条の十の二第一項第二号」を「第六十八条の十第一項第二号」に改め、同条第五項中「第六十八条の十の二第二項に規定する政令」を「第六十八条の十第二項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第六十八条の十の二第一項」を「第六十八条の十第一項」に改め、「（法第六十八条の十第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する同項に規定する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を削り、同号イ中「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に改め、同項第二号中「（法第六十八条の十第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する同項に規定する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を削り、同条第六項中「第六十八条の十の二第三項に規定する政令」を「第六十八条の十第三項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に、「又は法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する同条第二項に規定する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの」を「には、当該」に改め、同号イ中「第六十八条の十の二第三項」を「第六十八条の十第三項」に改め、同項第二号中「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に、「若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する同条第二項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、これらの」を「又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該」に改め、同条第七項中「第六十八条の十の二第十一項」を「第六十八条の十第十一項」に改め、同項第一号中「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に改め、同項第二号中「第六十八条の十の二第三項」を「第六十八条の十第三項」に改め、同条第八項中「第六十八条の十の二第十二項」を「第六十八条の十第十二項」に、「第六十八条の十の二第五項」に改め、同条を第三十九条の四十とする。